

那覇市立病院解体及び外構等工事総合評価落札方式 落札者決定基準

1. 目的

本基準は、那覇市立病院建設工事総合評価落札方式実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第4項の規定による落札者決定基準を定める。

2. 審査前確認

審査に先立ち、入札参加希望者より提出された入札関係書類の確認を行う。その際、当該入札関係書類が要綱第17条第3項に該当する場合は、不受理とする。

3. 審査方法

(1) 評価値の算出方法

要綱第22条の規定による評価値の算出は、除算方式によることとし、次の算式のとおりとする。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} \div \text{入札価格}) \times R_e \quad [\text{式1}]$$

{※ Re：調整数（計算結果を比較し易くするため）（例：10,000,000）}

(2) 技術評価点の算出方法

1) 要綱第4条第3項及び第20条の規定による技術評価点の算出は、次の算式のとおりとする。

$$\text{技術評価点（最大130点）} = \text{基礎点} + \text{加算点} \quad [\text{式2}]$$

2) 技術評価点は、入札参加者より提出された技術評価資料について、別表1「技術評価基準表」の評価項目、評価内容及び評価基準に従い評価し、算出する。

3) 加算点は、入札参加者の得点の合計を次の算式により、最大で30点になるよう換算する。

$$\text{加算点} = 30 \times \{(\text{基礎評価点} + \text{提案評価点}) \div \text{設定総得点(満点)}\} \quad [\text{式3}]$$

4) 基礎評価は、共同企業体の代表者及び各構成員を評価の対象とし、得点の算出は、次の算式のとおり各企業の出資比率に応じた加重平均によるものとする。

$$\text{基礎評価点} = \Sigma (\text{各企業の基礎評価点} \times \text{出資比率}(\%)) \div 100 \quad [\text{式4}]$$

5) 提案評価は、共同企業体としての提案を評価対象とする。

6) 提案評価は、各評価項目ごとに評価区分に従い採点を行い、その合計点を得点とする。

7) 提案評価について、全ての評価項目において評価内容に掲げる事項に該当するものが1つもない提案は、施工計画が適正でないものとみなす。

8) 7)において、施工計画が適正でないと判断された者については、基礎点を0点とする。それ以外の者には、基礎点100点を与える。

4. 落札者の決定

- (1) 入札参加者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者について、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、要件を満たしていることが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者の当該申込みに係る価格が「那覇市立病院建設工事に係る低入札価格調査制度要綱（令和 7 年 4 月 30 日要綱第 50 号）第 1 条に規定する低入札調査基準価格を下回る場合の取扱いは、同要綱によるものとする。

5. 技術評価要領

(1) 基礎評価

- 1) 共同企業体代表者について、「企業の施工能力(施工実績)」、「配置予定技術者の能力(施工実績)」は、共同企業体代表者又は単独施工者として受注した工事の実績に限る。
- 2) 各構成員について、「企業の施工能力(工事成績)」の評価対象は、単独施工者（工事請負金額 1 億 7,000 万円以上）又は共同企業体代表者（工事請負金額 3 億円以上）として受注し、完成させた工事に限る。
- 3) 各構成員について、「配置予定技術者の能力(施工実績)」は、共同企業体代表者、共同企業体構成員又は単独施工者として受注した工事の実績とする。
- 4) 「企業の施工能力(施工実績)」、「配置予定技術者の能力(施工実績)」は、民間工事の実績も評価対象とする。
- 5) 「配置予定技術者の能力(施工実績)」について、従事期間が工期の 2 分の 1 以上を実績とみなす。また、当該技術者が過去に所属した企業における実績も評価対象とする。
- 6) 共同企業体代表者について、「企業の施工能力(施工実績)」、「配置予定技術者の能力(施工実績)」として挙げる工事は、重複してもよい。また、各構成員について、「企業の施工能力（工事成績）」、「配置予定技術者の能力(施工実績)」として挙げる工事は、重複してもよい。
- 7) 「配置予定技術者の能力」について、共同企業体の代表者は配置予定となる「監理技術者」を、構成員は配置予定となる「主任技術者」を評価対象とする。
- 8) 工事成績は工事成績評定要領に基づくもので、評価対象件数は 2 件以内とする。
- 9) 監理及び主任技術者の資格取得年数は、開札日を基準とする。また、資格取得証明は、合格証明書等で行う。

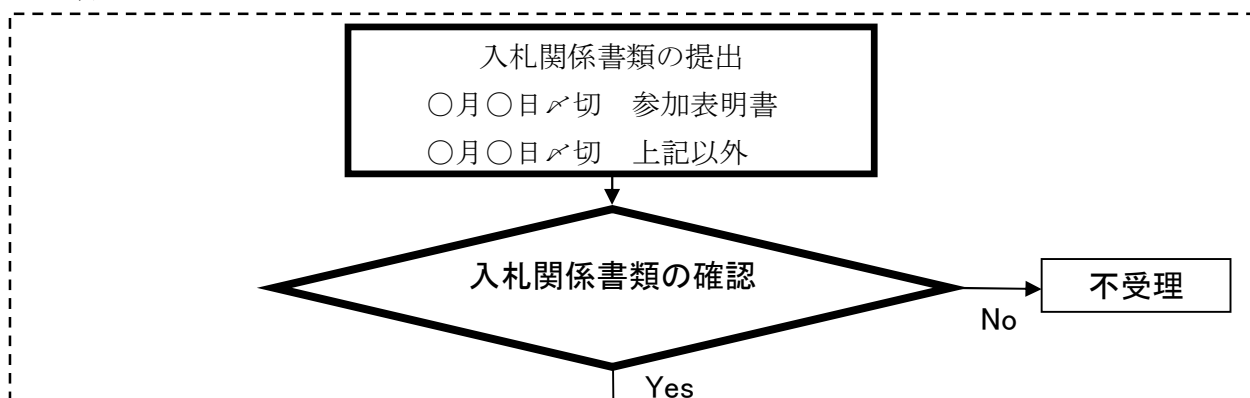
(2) 提案評価

- 1) 各評価項目は、評価内容に掲げる事項についての観点から評価を行う。
- 2) 評価内容について、提案が明らかに実現の可能性がないと判断された場合は、当該評価内容に関する提案は評価しない。

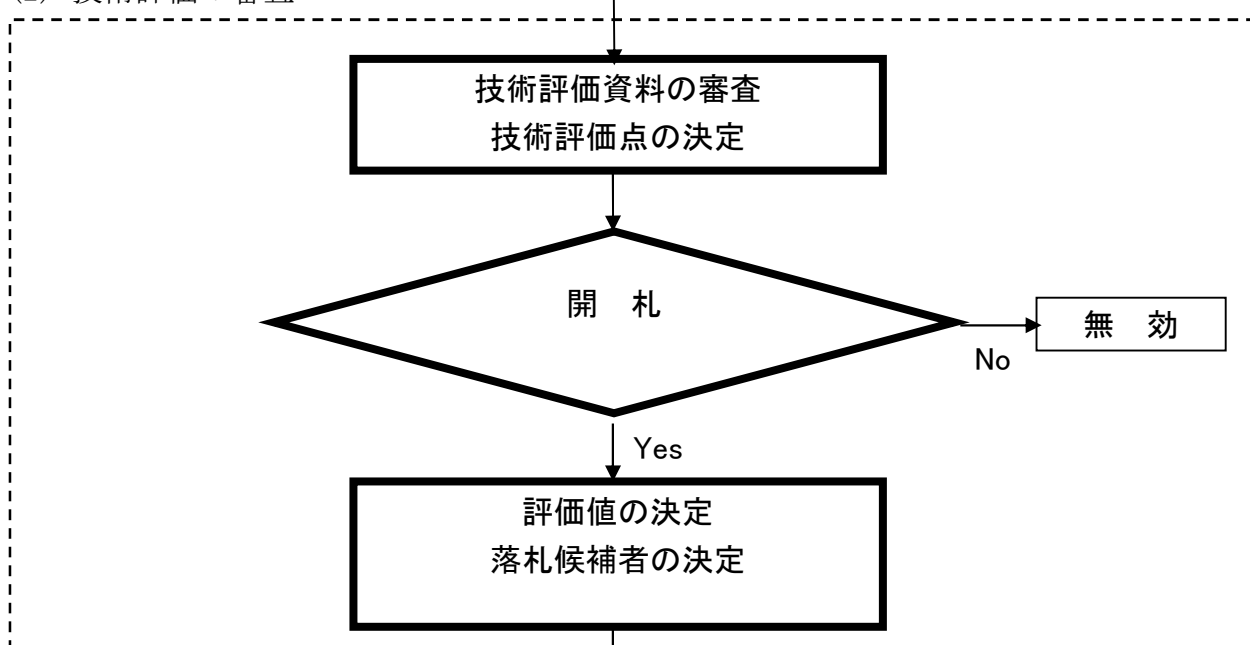
6. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

(1) 審査前確認



(2) 技術評価の審査



(3) 入札参加資格審査

